

3面からのつづき【子ども・若者】

離婚前後の親支援講座(オンライン)

対区内在住で離婚を考えている方やひとり親の方、離婚後お子さんと別居されている方など

日9月6日(土)午前10時～正午

講長谷川哲也((公社)家庭問題情報センター東京ファミリー相談室主任研究員)

申区HPからオンライン手続き 8月31日まで先着15人程度

問子ども家庭課 ☎5432-2569 FAX5432-3081

区HPQ 1319

養育費相談会

対区内在住の離婚を考えている方やひとり親の方、離婚後お子さんと別居されている方で養育費に関する悩みをお持ちの方

日9月28日(日)午前9時30分～11時30分

場新町地区会館(当日会場へ)

講区家庭相談員

他先着10人程度。保育可(要予約。区HPからオンライン手続き、問へ電話 9月8～19日まで 先着3人)。

問子ども家庭課 ☎5432-2569 FAX5432-3081

区HPQ 17487

指定校変更制限校

区立小・中学校のうち、桜・桜丘・中丸・松丘・京西・二子玉川・明正・芦花・山野小学校、砧・烏山中学校は、通学区域内の児童・生徒数の増加等で必要な教室数が不足すると予想されるため、現在、ほかの通学区域からの指定校変更の受け入れは原則行っていません。

なお、8年度は、京西小学校の制限を解除します。

問学務課 ☎5432-2683 FAX5432-3067

ひとり親家庭等の子どもの学習支援「かるがもスタディールーム」登録説明会

内容／家庭での学習習慣の定着や勉強への苦手

意識の克服を目指す、大学生等による無料の学習支援

対区内在住の小・中学生でひとり親家庭の子ども

日9月20日(土)午後2時～4時

場北沢教室＝花見堂地区会館、玉川教室＝奥沢地区会館、烏山教室＝上祖師谷一丁目区民集会所

他新しく参加する方への説明と、保護者の面談後に参加登録を行います。詳しくは、お問い合わせください。

担当／子ども家庭課

申申込フォーム(二次元コード)、問へ

電話・メール

問NPO法人キッズドア

☎070-1591-4230 ✉setagaya@kidsdoor.net



発行しました

子どもと家族の生活応援ガイドブック

生活に困っている、困りそうなときに利用できる支援・サービスなどをマンガでわかりやすく紹介しています。

配布場所／総合支所子ども家庭支援課、出張所、まひセンター、児童館等

※区HPからもご覧になれます。



問子ども家庭課 ☎5432-2406 FAX5432-3081

区HPQ 1301

税・保険・年金

税金

国保・高齢者医療

介護保険

年金

国民健康保険に加入されている方へ～医療を受けるときのご案内・保険料の相談

医療を受けるときはマイナ保険証(マイナンバーカードの健康保険証利用)や資格確認書等をご提示ください

マイナ保険証や資格確認書等を提示し保険医療機関等を受診して支払う一部負担金は、医療費の3割(または2割)ですが、提示しない場合は全額自己負担になります。

ただし、急病等でやむをえない理由があると認められた場合は、後日、病名と診療内容の記載がある診療報酬明細書と領収書を添付して申請していただくことで、保険医療費の7割(または8割)を支給します。

国保加入者の出産に一時金を支給します

国保加入者が出産したとき、出産育児一時金を支給します。妊娠85日以上であれば、死産・流産・人工妊娠中絶(医師等の証明が必要)の場合も支給します。
※職場の健康保険等に1年以上本人として加入していた方が退職後6か月以内に出産した場合は、職場の健康保険等から支給される場合がありますので、以前加入していた健康保険組合等にご確認ください。

国保が適用されない場合があります

仕事上での病気やケガは、労災保険が優先となります。また、罪を犯したときや故意によるもの、けんか、泥酔等による病気やケガは、国保の給付を受けられません。

交通事故や傷害事件等の治療で国保を使うとき

必ず事前に問へ連絡し、届出を行ってください。

整骨院・接骨院(柔道整復)の正しいかかり方

整骨院や接骨院では、医療機関とは異なり、医療保険で受けられる施術の範囲が定められており、次のとおりマイナ保険証や資格確認書等が「使える場合」と「使えない場合」があります。

◆マイナ保険証や資格確認書が使える場合

(原因がはっきりしている骨・筋肉・関節のケガや痛み)

- 急性等の外傷性の打撲、捻挫、肉離れ
 - 脱臼・骨折(不全骨折(ひび)を含む)
- ※脱臼・骨折は、応急手当をする場合を除き、あらかじめ医師の同意を得る必要があります。

◆マイナ保険証や資格確認書が使えない場合(病気や原因不明の痛みなど)

- 日常生活からくる単なる肩こりや腰痛等の筋肉疲労
- 内科的原因による疾患・脳疾患後遺症等による症状
- 症状の改善が見られない長期の施術
- 労災保険等が適用される負傷等
- 同じ負傷を保険医療機関で治療中のとき

◆治療を受けるときの注意

- 医療保険の適用は、治療を目的とした場合のみです。負傷の原因(いつ、どこで、何をして、どんな症状か)を正確に伝えましょう。
- 柔道整復師が患者に代わって保険請求を行う場合は、療養費支給申請書の内容(負傷原因・負傷名・日数・金額)をよく確認したうえで、受取代理人欄(住所・氏名・委任年月日)に患者本人が記入してください。なお、手首の負傷等により自筆できない場合は代筆も可能ですが、その場合は押印が必要です。
- 施術が長期にわたる場合は、内科的な要因等も考えられます。医師の診察を受けてみることも必要な場合があります。
- 窓口支払いの領収証は、大切に保管してください。

他保険医療費の請求には時効があります。詳しくは、お問い合わせください。

問国保・年金課保険給付 ☎5432-2349 FAX5432-3038

産前産後期間相当分の保険料を免除します

対国保加入者で5年11月1日以降に出産予定の方・出産した方

※「出産」とは、妊娠85以上の分娩をいい、死産、流産、早産および人工妊娠中絶の場合を含みます。

免除期間／出産(予定)日が属する月の前日から出産(予定)日の属する月の翌々月までの計4か月間(多胎妊娠の場合、出産(予定)日が属する月の3か月前から出産(予定)日が属する月の翌々月までの計6か月間)

問国保・年金課資格賦課

☎5432-2331 FAX5432-3038

医療機関等を受診の際はマイナ保険証をご利用ください

●より良い医療を受けることができます

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができます。また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。

●限度額適用認定証の申請が省略できます

限度額適用認定証がなくても、医療費の負担が自己負担限度額までとなります。

問マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178(月～金曜午前9時30分～午後8時 土・日曜、祝・休日午前9時30分～午後5時30分)

国民健康保険料の納付が困難な方の相談をお受けします

保険料は納期限までにお支払いください。失業や病気等の事情により納期限までのお支払いが困難な場合には、今後の納付計画のご相談をお受けしますので、お問い合わせください。

問保険料収納課徴収推進

☎5432-2343 FAX5432-3038

国民健康保険料の還付に関する詐欺にご注意ください

区の職員が、電話で還付金の受取りのためにATMの操作をお願いしたり、自宅を訪れキャッシュカードを預かったりすることは絶対にありません。保険料の支払いは、原則口座振替をお願いします(特別徴収(年金天引き)世帯を除く)。還付金が発生した際も、その口座に振り込まれるので安心です。

問保険料収納課収納係

☎5432-2339 FAX5432-3038